

○ 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案 新旧対照条文
 ○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八十六（略）</p> <p>八十六の二 興行入場券（特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第 号）第二条第二項に規定する興行入場券をいう。）の適正な流通の確保に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>八十七 九十五（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八十六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八十七 九十五（略）</p> <p>2（略）</p>